

参 考

12月13日資料
改訂版

国民健康保険団体連合会規約例等の改正について

※ 今後の検討により、内容等に変更が生じることがありうる。

平成18年12月26日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

市町村又は都道府県から連合会へ委託が行われる支払事務の範囲について

1 障害者自立支援法関係

- (1) 介護給付費、訓練等給付費
- (2) サービス利用計画作成費
- (3) 特定障害者特別給付費 〔補足給付費〕
- (4) (個別給付にかかる)特別対策費
- (5) 特例介護給付費、特例訓練等給付費
- (6) 高額障害福祉サービス費
- (7) 地域生活支援事業の一部
- (8) 利用者負担分の地方単独助成

(1)から(4)まで **全市町村の委託**

(5)から(8)まで **市町村等の任意による委託**

2 児童福祉法関係

- (1) 障害児施設給付費
- (2) 特定入所障害児食費等給付費 〔補足給付費〕
- (3) 特別対策費
- (4) 高額障害児施設給付費
- (5) 利用者負担分の地方単独助成

(1)から(5)まで **都道府県の任意による委託**

連合会における規約改正及び規則制定について

障害者自立支援法の施行により、19年10月より連合会において、同法29条第8項の規定による市町村の委託により障害福祉サービスにかかる介護給付費等の支払事務が開始される。

このため、連合会において、同法に規定する介護給付費等の支払事務を行うための根拠規定を設けるため、下記のとおり、規約例等の一部改正及び規則の制定を行う。

1 改正が必要となる規約

- ・ **国民健康保険団体連合会規約**

連合会が障害者自立支援法の介護給付費等の支払事務を受託することが可能とするために、規約を改正する。

2 制定が必要となる規則等

- ・ **障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則**

連合会が行う障害者自立支援事業関連業務に係る経理について、その他の経理と区分するため、特別会計を設置する。

- ・ **障害介護給付費支払規則**

連合会が行う障害者自立支援法の介護給付費等の支払に関する業務を定めるため、支払規則を制定する。

国民健康保険団体連合会規約例の改正

連合会が障害者自立支援法の介護給付費等及び児童福祉法の障害児施設給付費等の支払事務を受託することが可能とするために、規約例を改正する。

主たる改正内容 - 規約例第6条の連合会が行う事業に、下記の項目を追加する。

1 障害者自立支援法に規定する下記の支払に関する事務

- (1) 介護給付費
- (2) 訓練等給付費
- (3) サービス利用計画作成費
- (4) 特定障害者特別給付費
- (5) その他法令及び通知に定める給付
 - ・ 特別対策費、特例介護給付費、高額障害福祉サービス費等

2 児童福祉法に規定する下記の支払に関する事務

- (1) 障害児施設給付費
- (2) 特定入所障害児食費等給付費
- (3) その他法令及び通知に定める給付
 - ・ 特別対策費、高額障害児施設給付費

その他、障害者自立支援事業関係業務に関する議決権の特例等を追加する。

障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則の制定

連合会が行う障害者自立支援事業関連業務に係る経理について、その他の経理と区分するため、特別会計を設置するため、障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則を制定する。

障害者自立支援事業関連業務特別会計は、下記のとおり区分する。

1 業務勘定

- ・歳入 — 市町村等からの支払手数料、一般会計からの繰入金、附属雑収入等
- ・歳出 — 総務管理費、負担金、借入金償還金等

2 障害介護給付費支払勘定

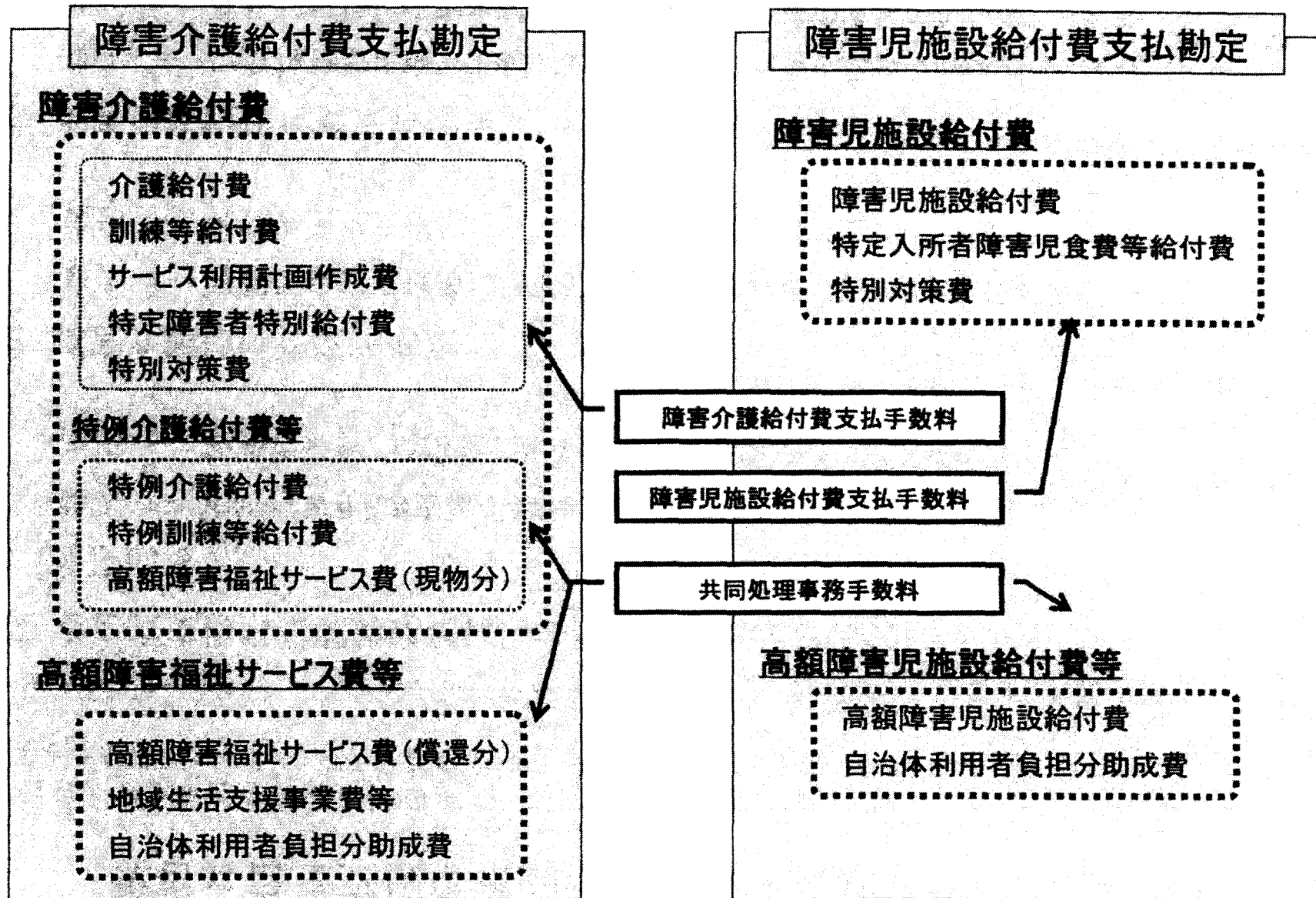
- ・歳入 — 障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支払のための受入金等
- ・歳出 — 障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支払のための支出金等

3 障害児施設給付費支払勘定

- ・歳入 — 児童福祉法に規定する障害児施設給付費等の支払のための受入金等
- ・歳出 — 児童福祉法に規定する障害児施設給付費等の支払のための支出金等

国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関連業務特別会計

特別会計は、①業務勘定、②障害介護給付費支払勘定、③障害児施設給付費支払勘定に区分する。



国民健康保険団体連合会障害介護給付費支払規則の制定

連合会が行う障害者自立支援法の介護給付費等の支払に関する業務を定めるため、障害介護給付費支払規則を制定する。規約例第6条第4項に規定する給付費等の支払に関する業務については、法令及び規約に定めるもののほかは、この障害介護給付費支払規則で規定する。

1 支払規則例第2条第1項に規定する委託書について

支払委託書によって、市町村から受託する支払事務の範囲は、

- ①介護給付費、②訓練等給付費、③サービス利用計画作成費、④特定障害者特別給付費、⑤特別対策費の5つの給付費である。

このため、市町村と下記以外の給付費等について支払事務を受託する際には、別途委託契約を締結する必要がある。

2 支払規則例第18条に規定する支払手数料について

連合会は、障害介護給付費の支払いに関する業務の執行に要する費用に充てるため、市町村から手数料を介護給付費明細書等(これに相当する電子情報)1件につき、支払規則の規定に従って徴収することになるが、手数料1件あたりの単位は、下記のとおりとする。

○ 介護給付費明細書について

明細書1枚あたり(上記①から⑤(③を除く)までの給付費の件数に関わらず)1件とする予定。

○ サービス利用計画作成費について

請求書に記載された支給決定障害者等1人あたり1件とする予定。

手数料単価の設定方法については、別途提示予定。

連合会における特例介護給付費等の支払事務受託について

連合会が市町村等の任意による委託として位置づけられた下記の事務を受託する際には、支払規則例の委託事務外のため、別途契約書を取り交わす必要がある。

1 基準該当事業者に対する特例介護給付費等の支払事務について

障害者自立支援法に規定する基準該当事業者に対する特例介護給付費、特例訓練等給付費、高額障害福祉サービス費(現物給付分)の支払

2 指定知的障害児施設等に対する障害児施設給付費等の支払事務について

児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に対する障害児施設給付費、特定入所障害児食費給付費、特別対策費の支払

3 高額障害福祉サービス費の支払事務について

障害者自立支援法に規定する高額障害福祉サービス費又は児童福祉法に規定する高額障害児施設給付費の支払

4 地域生活支援事業に係る給付費の支払事務について

障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業に係る給付費等の支払

5 利用者負担分の市町村等の助成制度に係る補助金の支払事務について

自治体による介護給付費等又は障害児施設給付費等の利用者負担に対する助成事業に係る補助金等の支払

6 訪問調査委託料の支払事務について